



発行 新潟県

号外 1
平成28年11月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

1138 知事指定薬物の指定（医務薬事課）



◎新潟県告示第1138号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

平成28年11月1日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 知事指定薬物の名称
N-（2-フルオロフェニル）-2-メトキシ-N-（1-フェネチルピペリジン-4-イル）アセトアミド（通称名：O c f e n t a n i l、A-3 2 1 7）及びその塩類
- 2 指定の理由
条例第2条第7号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。
- 3 指定の効力が発生する日
平成28年11月1日